

会 議 録

名 称	市川市子ども・子育て会議（平成26年度第7回）	
議題及び議題毎の公開・非公開の別 ※非公開の場合は公文書公開条例第8条の項号を記載する	1) 子ども・子育て支援事業計画の策定に係る答申(案)について 2) 特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について 3) 市川市放課後保育クラブ入所事務取扱要綱について ≪報告≫ 市川市保育計画の改訂について	
開催日時場所	平成27年1月15日（木）午後2時00分～午後4時00分 市川市役所本庁 3階 第5委員会室	
出席者	委員	高尾委員、西委員、小安委員、橋本委員、阿部委員、幸前委員、吉原委員、川副委員、村上委員、荻野委員、緑川委員、佐藤委員、山下委員、徳安委員
	事務局 (所管課)	こども部 子育て支援課
	関係部・課等	保育課、保育施設課、保育計画推進課、発達支援課、保健センター健康支援課、教育総務部、教育政策課、就学支援課、青少年育成課
傍聴区分	Ⓚ（ ） ・ 不可	
会議の概要	※別紙参照	
配布資料	<事務局資料> ・ 次第 ・ 資料1 答申書（案） ・ 資料2 市川市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る答申（案）について（補助資料） ・ 資料3 特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について ・ 資料4 市川市放課後保育クラブ入所事務取扱要綱について ・ 報告資料1 市川市保育計画（平成22年度から平成26年度）の改定について	

別紙

市川市子ども・子育て会議（平成26年度第7回）（詳細）

1、開催日時：平成27年1月15日（木）午後2時00分～午後4時00分

2、場 所：市川市役所本庁 3階 第5委員会室

3、出席者：

（委員）高尾委員、西委員、小安委員、阿部委員、橋本委員、幸前委員、吉原委員、川副委員、村上委員、荻野委員、緑川委員、佐藤委員、山下委員、徳安委員

（市川市）吉光こども部長、大野こども部次長、子育て支援課（小松課長）、保育施設課（山元課長、大野副参事）、保育課（市来課長）、保育計画推進課（小泉課長）、発達支援課（行木課長）、保健センター健康支援課（小林課長）、教育政策課（永田課長）、就学支援課（谷内課長）、青少年育成課（小畔課長）

4、議 題：

- 1) 市川市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る答申(案)について
- 2) 特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴について
- 3) 市川市放課後保育クラブ入所事務取扱要綱について

《報告》

- 1) 市川市保育計画の改訂について

5、配布資料：

- ・次第
- ・資料1 答申書（案）
- ・資料2 市川市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る答申（案）について（補助資料）
- ・資料3 特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について
- ・資料4 市川市放課後保育クラブ入所事務取扱要綱について
- ・報告資料1 市川市保育計画（平成22年度から平成26年度）の改定について

【午後 2 時 00 分から開始】

高尾会長： それではただ今より、平成 26 年度第 7 回市川市子ども・子育て会議を開催いたします。先ほど、事務局から連絡がありましたが、本日は 1 名が欠席で、2 名の方から遅刻の連絡が入っております。委員の半数以上が出席しておりますため、本日の会議は成立いたします。

次に、本日の会議の公開に関して、皆様にお諮りいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、個人が特定できる議題等を審議する場合を除きまして、原則公開とすることとなっております。本日は特に非公開にすべき議題はございませんので、公開したいと思いますのですが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは傍聴人の方がいらっしゃいましたら、お入り下さい。

高尾会長： それでは次第 1、「市川市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る答申（案）について」です。事務局より説明をお願いいたします。

子育て支援課長： （資料 2「市川市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る答申（案）について（補助資料）」及び「市川市子ども・子育て支援事業計画（案）」にもとづき説明）

次に資料 2 以外の修正について、健康支援課長より説明させていただきます。

保健センター健康支援課長： 健康支援課長でございます。事業計画（案）5 章、92 ページの 46 番「保健推進員活動事業」につきまして、数値目標の修正をさせて頂きたくお願いいたします。各年度の目標値を 5,000 人としておりますが、推進員活動におきましては、状況によりまして、一つの家庭につき複数回、推進員の方に訪問して頂くことがございます。保健推進員の実稼働数ということで、これまでこの実績をもとに延べの訪問件数を挙げさせて頂いておりましたが、複数回の訪問につきましては、状況に応じてということになりますので、大変わかりにくい数字になるのではないかと検討いたしました。そのため延べの件数ではなく、訪問対象となる件数に変更させて頂きたいと思っております。各年度の数値目標につきましては、同じページの 45 番「母子訪問事業」と同様とさせて頂きたいと考えております。本時期に修正を

願いすることとなり申し訳ございません。よろしくお願いいたします。
以上でございます。

高尾会長： よろしいですか。それではただ今事務局より説明がありました。今回の審議は、第6章「計画を推進するために」が中心であるという説明がありましたが、そのことを踏まえてご意見、ご質問をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

全体的には審議会での意見がよく踏まえられていて、分かりやすく、読みやすい内容となっていると思いますけれども、意見がありましたらお願いいたします。幸前委員さん、よろしいですか。

幸前委員： 幸前です。質問したいと思ったのが、資料2の1ページのところに「地域子育て支援拠点事業について、こども館分を含める」となり、5つのこども館が含まれたのですけれども、どこのこども館が含まれたのかということが気になりました。資料2の1ページのところに、下の枠の真ん中のところに、「地域子育て支援拠点事業について、こども館分を含めるとともに、月単位に修正した。」とありまして、(案)のところの33ページの部分に、地域子育て支援拠点が、市全体で20か所になったので、多分つどいの広場4か所と、支援センター11か所と、5館のこども館が含まれたのだと思いますけれども、含まれたこども館はどこでしょうかという質問が1点です。

同じこども館に関してなのですが、5か所に含まれたこども館が、先ほどの説明で、ある程度ハード面の整備をすることによって地域子育て支援拠点に含まれることになるので、国からの補助金が下りてくると、それは説明でよくわかりました。しかしハード面をちょこちょこ変えただけで、地域子育て支援拠点と言われても、実際利用しているお母さん達は、ここがどう変わったかというのは全く分からないと思います。恐らくハード面をクリアすることは比較的簡単だと思うのですが、子育て支援拠点としての役割を担うための職員の研修とか、今後どういう予定をされているのかと思いました。実はそれを思ったのが、(案)の74ページに、「こども館運営事業（小学校就学前まで）」というところの目標設定、進行管理事業があるのですが、実はここの数値といい文言といい、次世代育成支援行動計画（後期計画）と全く同じなのです。これだけ子どもが減っていくかもしれないという中で、施設数は変わらないとしても行事、イベントや利用者数が、1年目は違いますが、平成22年度からほぼ10年間全く一緒で本当にいいのだろうかという疑問に思います。地域子育て支援拠点に

含まれたこども館とそうでないこども館で、やはり目指すところとか役割の在り方とか違うと思うので、それをひとからげにこの進行管理事業でいいのかとその辺を不安に思っています。

実は現在子育て応援イベントということで、子育て応援メッセが、昨年で10回目になるのですけれども、こども館に入って頂いた時期もあれば、こども館を借りてイベントをやった時期もあるのですけれども、どうしてもこども館というのが、児童福祉法にもとづく児童館と、遊びの提供というところにすごく独自性とか特色があるので、子育て支援、親に寄り添うというところでどうしてもかみ合わない部分があります。今までもイベントを一緒にやろうとしても、そこがかみ合わず一緒にやるのは難しいということで、ここ数年こども館さんは冊子での情報提供のみとさせて頂いています。それが地域子育て支援拠点となるとすると、やはりそういうイベントにも参加して頂きたいし、こちらで子育て支援活動をしているメンバーと同じところを目指してほしいと思うので、その辺のソフトの面での変化というのがどういうふうに来年度以降変わってくるのかがすごく私は関心があります。まず子育て支援拠点に5館が入りましたというPRを、今後お母さん達に、お母さん達もこども館とつどいの広場や支援センターってすごく使い分けて遊びに行っているんで、5館のこども館は子育て支援拠点になりましたよ、色々な相談が受けられますよというようなPRを今後どのようにやっていかれるのかが気になります。

高尾会長： それでは1点目から、こども館のことについて説明をお願いします。

子育て支援課長： 子育て支援課です。地域子育て支援拠点に含まれる5つのこども館は、中央こども館、相之川こども館、大洲こども館、南八幡こども館、市川こども館の5館です。

次に、今までのこども館と今後の地域子育て支援拠点としてのこども館はどう変わるのかというご質問ですけれども、まずこども館と地域子育て支援拠点の内容についてなのですけれども、幸前さんのほうからは全く別のものであるというご指摘があったかと思うのですけれども、実際こども館に関しては、0～18歳を対象としております。国の地域子ども子育て支援拠点事業の定義は、「乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供・助言、その他の援助を行う事業」というようにされておまして、すでにこども館では子育てについての相談も、情報の提供も助言、その他の援助も、就学前の親子さんに対する子育てのイベントもしているということで、内容的にはこども館の内容

と何ら変わるものではございませんが、反対に地域子育て支援拠点としての内容はすでにしております。ただ国のほうで拠点になるためのいくつかの要件があって、その要件の中でこの5館を示したのは、実を言いますと、こども館のスペースとして就学前の乳幼児と保護者のための専用スペースを用意することというところがございます。この5館については、就学後のお子さんと就学前のお子さんとを分けることができますけれども、残りの10館についてはスペースが狭いものですから、そのような専用のスペースが用意できないというところで、この5館に限ったというところがございます。ということで、お母さん方の中で、つどいの広場、支援センター、こども館という所がそれぞれ特徴を持っているというふうに思っ利用されているということは理解しておりますけれども、これは拠点の事業だ、これは拠点の事業ではないというような、そんな形での認識でお母さん達が利用しているというふうには事務局では考えておりません。やはり自分の住んでいる所から近いとか、異年齢のお子さんとの交流を求めているとか、土曜・日曜とこども館は開設しておりますので、そういったところを求めていく、というような違いはあっても、拠点としての支援を求めている点では、3つのカテゴリーは変わらないのではないかと考えております。以上です。

高尾会長： 幸前委員さん、それでよろしいですか。

幸前委員： かなり遡ることになりますが、では地域子育て支援拠点の役割とは何かということにきっと戻ってくるのかなと。スペースを作って、開けておいて自由に来られる、それも一つの大事な役割だと思います。行きたい時に行けて、気軽に行けてという。ただ最近のお母さん達が、求めてない人達もいるかもしれないですけども、ちょっとした相談ができたり、同じ境遇の人が集まって話ができたりとか、ただ行ってぽつんと自分の子どもと遊んで帰るだけではないところを求めていると思うのです。それはドアを開けて、はいどうぞではなかなか生まれてこないと思います。やはりそこに必要なのが、仕掛けであったりスタッフであったりその場の作る空気であったり、やはりお母さん達の声色を色々な所で聞いていく中で、他の支援拠点にもあるのですけれども、あそこは行って遊んで帰ってくるにはちょうどいいけど、なかなか、モヤモヤしたことをしゃべれるような雰囲気ではない、逆に聞かれすぎて困るということもあるので、そういうことが相談できるあったかい場所だなど。その辺の中身の問題だと思うので、実際色々な行事をやっていて、どなたでも、0歳から入れるようになっているのはよくわかっているのですけれども、現場の声が本当に行きやすいか、満足するのか、といった質の問題になってくると思います。その辺を、

やっています、だからもういいですと終わらせないで欲しいなというのが私の意見です。

高尾会長： よろしいですか。それでは進行管理事業の74ページ、事業の人数の問題はよろしいですか。

子育て支援課長： すみません。幸前委員さんのご意見の中で、こども館はただスペースがあって、お母さん達がただそこで遊ばばいい、相談することもないような印象を委員の皆さんが受け取られたのではないかと思われましたので、補足をさせていただきますが、こども館には児童厚生員とあって、保育士資格や教員資格を有する者がおります。その中で厚生員さん達が相談にもりますし、親子さんの交流に対して支援をしています。特に先ほど言いました5館については、今年度から「5か月赤ちゃんの集まり」というのをさせていただきます。これは保健センターの健康支援課でやっている「4か月あかちゃん講座」の次の受け皿として、毎月開催させていただきます。できるだけ保健センターから子育て支援課、こども館、地域子育て支援拠点に皆さんに出て来て頂いて、切れ目のない支援ということを目指して実施させていただきますところ。このこども館を拠点にしたということは、そういった点も含まれているということを追加させていただきたいと思えます。

高尾会長： それでは幸前委員さん。

幸前委員： すみません。言い方がきつくて、誤解を生んでいたら申し訳ないです。決してそういうことではなくて、先ほど課長さんが言われた通りです。話が少しずれるのですが、地域子育て支援拠点という括りで、一つ提案をさせていただきますので、実際今、親子つどいの広場が4か所、地域子育て支援センターが11か所、今度新しく地域子育て支援拠点の括りに入る大きいこども館が5館ということで合計20か所です。つどいの広場さんはNPOで、受けている所も3か所ということで、連携を取って定期的に勉強会を開いているようで、また地域子育て支援センターのうち、行徳の方は4センター皆さん民間児童福祉施設協議会、民児協に入っている、交流を持たれていて、行徳でイベントをする時すごく連携が取れていてやりやすいです。しかし北の方は7館あるうち、民児協さんがすごく主体的にプロジェクトチームを作って勉強会等を開いていますが、あくまでも民児協さんの中での括りです。学校法人さんでやっている支援センターは入ってこないのです。できるだけ私たちもイベントの時に7館の情報を集めて、交流が持たないかと思って色々と動くのですが、やはりボランティアの世界では、強制的に7館集めたり、会議を開いたりという訳にもいかない。どうしても顔を合わせる機会が少ないと、横の連

携がなかなか取りにくい。先日も支援センターと民児協のプロジェクトチームさんのほうで、つどいの広場のスタッフと交流することがあったのですが、やはりそこに来たのは民児協に入っている保育園さんだけで、そうではない所は来られなかった。やはりプロジェクトチームの中でもすごく先進的にやっている所と、まだそこまで手が回らない所との格差がかなり大きく開いていて、情報交換や共有が難しいと、せっかくたくさんある施設がぜんぜん生きてきません。逆にたくさんできればできるほど隙間も増えてくるので、隙間に落ちていく人が増えていく悪い効果も生まれてくると思います。ぜひ 20 か所の拠点の何か括りというのを、これはやはり誰か有志でやってくださいというのはなかなか難しいと思うので、それなりの予算をつけてやって頂く。委託に出すという方法もあると思いますが、市川市のほうで取りまとめて頂く。相談窓口連絡会もありますが、あれは幅が広がってしまうので、もう少し地域子育て支援拠点について話し合うようなきっかけや、定期的な集まりをつくる、集まらなくても情報交換ができるような仕組みを作って頂いて、できるだけ連携をして隙間を埋めていく工夫も必要かなと思ったので提案させていただきます。

高尾会長：　そこまで今日やると広がってしまいますので、計画に係わることのみ、特に 6 章に関して質疑をお願いしたいと思います。

それでは他にありませんでしょうか。はい、橋本委員さん。

橋本委員：　主任児童委員の橋本です。同じく事業計画（案）の 74 ページ、進化管理事業の 18 番「親子つどいの広場」なのですけれども、この施設数が、平成 27 年度 4 か所に対して、それ以後は 3 か所になっているのですが、この 1 か所減るといのはどこなのでしょうかとという質問が一つ。

それからもう一つお願いなのですけれども、子育て支援課でなさっている「CSP 講座」、103 ページになります。これは以前、幸前さんから児童虐待にすなわち有効なのかという質問があったのですけれども、これは医学でいうところの予防医学と同じで、怒鳴らない子育て、怒らない子育て、体罰を加えない子育てということで、児童虐待を予防するための講座として大変有効な講座です。現在も男女共同参画センターで実施されておりまして、私ども主任児童委員がボランティアで、幼児連れの参加者の保育を担当しております。私も昨年 12 月 5 日に男女共同参画センターに来てほしいという依頼を受けて伺いましたところ、なんとその日は CSP 講座が開催されていなかったのですね。それで、すこやか応援隊の「すこやかひろば」というのを別の部屋でやっておりましたので、そちらに伺いましたら、本日のボランティアの方の名簿の中に、橋本さんの名前はありませんとおっしゃられて、もう一人、国府台・真間地区の主任児童委員さんも同じく要請されて伺ったのですけれども、その人の名前もボランティアの氏名の中になかったのです。どこかで年度当初に保育のメンバーの日程表が組まれてい

るので、どこかで名簿が交錯してしまって連絡が不行き届きだったと思うのですけれども、私どもは無報酬のボランティアですので、要請があつていきました、でも仕事がありません、お帰りくださいと言われましたら、はいさようですかと帰ってまいりますけれども、これが保育の専門の業者さんを頼んだ場合には、キャンセル料とか交通費とかが発生する訳ですので、その辺の労務管理をしっかりと頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

高尾会長： それでは18番の「つどいの広場事業」の4か所から3か所へという点をお願いします。

子育て支援課長： 子育て支援課です。18番「親子つどいの広場事業」の、平成27年度から28年度にかけて1か所減っているのはどこかというご質問にお答えいたします。これは二俣幼稚園が休所いたします関係で、そこに併設されております二俣親子つどいの広場が休所になるということで、1か所減っております。それから103ページ、「親子スキルアップCSP講座」につきましては、橋本さんをはじめ、主任児童委員さんには大変ご迷惑をおかけいたしました。このことに関しましては、担当に持ち帰って記録もしておきますので、申し訳ございませんでした。

高尾会長： 他によろしいでしょうか。はい、川副委員さん。

川副副会長： 川副です。今の説明の3ページの、「パパママクッキング」93ページについて、200人から120人に、開催を9回から12回にと言われましたので93ページを見ましたが、この部分は訂正ですか。

保健センター健康支援課長： 健康支援課です。訂正をお願いしたいと考えております。これまで「パパママクッキング」ということで25年度、26年度と実施してまいりましたが、どうしても男性の方については、クッキングということになると敷居が高いような感覚をお持ちになられる方も多いようでございまして、どうしても実績が上がってまいりませんでした。そこで27年度からは、もちろんパパにも参加して頂く回は設けていきたいと思うのですけれども、妊婦の方、ママだけでも来て頂けるというような回を充実させていきたいと考えております。これまでパパママで200人という目標設定をさせて頂いておりましたのは、これは100組ということでございます。120に変えさせて頂くというところでは、数字の内訳については今後も検討してまいりたいと考えておりますけれども、例えばママの日でママが60名、パパママの日で30組60名、そういった形で120名、実績からすると目標数値としてはそういった数値にさせて頂ければというように考えているところがございます。これも先ほどと同様、この時期に訂正をお願いすることになり

まして大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

高尾会長： はい、では小安委員さん。

小安委員： 小安でございます。6章を中心ということですが、6章についてはないので、他のところを質問してもよろしいでしょうか。

高尾会長： はい。

小安委員： 質問というよりちょっと気になったのは、4ページと22ページなのですが、22ページには認定の区分として1号、2号、3号というのが出てきて、詳細については4ページを参照とされていますが、この22ページ以降ずっと3号認定0歳とか、2号認定教育ニーズとか色々標記されているのですけれども、実際に担当されている方は1号認定、2号認定、3号認定が全て頭の中に入っているのでもいいかもしれませんが、初めて見る人には、この辺は少しわかりにくくないだろうかという気がしております。例えば、22ページの認定区分について、ここで再度もう少し簡潔に説明をするというやり方ができないのかと。それと、そもそも4ページを見ると、認定区分というものの自体が、子どもの区分なのか給付の区分なのかという点で、タイトルは支給認定実施ということで、給付の区分として書いていますが、ここに例えば給付の内容として、教育標準時間とか保育短時間とかいうものも入れられないのかという気が少ししましたし、子どもの区分という意味での認定区分であれば、例えば1号認定の子ども、2号認定の子どもというような標記も可能だし、そうすれば、先ほどの3号認定0歳という、0歳だから子どもの区分だろうと思うのです。そうするとこの3号認定とか2号認定も、子どもの区分とも取れるし、給付の区分とも取れるし、両方の意味を持っていると思うのですが、この時点ではこの辺はもうなかなか見直すことが難しいということであれば仕方がないのですけれども、言いたいことは、22ページの1号認定、2号認定、3号認定の意味については、下のほうにもスペースがあるのであれば、再掲をしたほうがより分かり易いのではないかという気がするのです。4ページに関して言えば、ここに先ほどの給付の内容も入れられるのであれば入れるとか、あるいは急に満3歳以上で保育の必要性なしと書いてあるのですけれども、子どもが満3歳以上で保育の必要性なしとか、この辺の標記が、簡潔にしてあるのかもしれないのですけれども、実際見た時に分かりにくくないかなという気がしましたので、もし工夫ができるのであればという意見です。

高尾会長： これは国の説明ですよ。少し易しくしたのですけれどもまだ分かりにくいということですが。

子育て支援課長： ご指摘ありがとうございます。事務局のほうはずっと見続けておりますので、ついそういったところは見逃しがちです。分かり易く標記するように検討させて頂きたいと思います。

高尾会長： 他にありませんでしょうか。では山下委員さん。

山下委員： 2点あるのですけれども、1点目が資料2の3ページの「パパママクッキング」の名称を「妊婦栄養教育」というように変更するということなのですが、若い人からすると固い印象で行きたいと思うかどうか。ネットとかで色々他の事業をやっているのを見ると、「妊婦食レッスン」とか「マタニティクッキング」とか親しみやすい名称だったので、ちょっと名前が気になったので、もう少し検討したほうがいいのかというのが1点です。

2点目が資料2の5ページの、「量の見込み」「確保方策」の右側の計画実績の比較を行うというところで、達成率の算出については進行管理事業と重複するため行わないと書いてあるのですが、達成率の評価方法が、施設箇所と人数と合わせた結果になっているところがありまして、例えば子育てナビは、計画（案）のほうで、83ページの34番の「利用者支援事業」で、2か所1,500人、450人という数字があると思うのですけれども、それを全てまとめてアウトプット指標の達成率となっていると思うので、「量の見込み」「確保方策」でしたら、一つ一つ、施設箇所だけではなくて、利用者数に対して何%なのかとか、そういう細かい数字を出したほうが、より詳しくできるのではないかと思いますので、検討して頂けたらと思います。

高尾会長： 事務局のほうで。

保健センター健康支援課長： 健康支援課でございます。93ページの50番「パパママクッキング」につきまして、ご意見ありがとうございます。今回変更させて頂きます、「妊婦栄養教育」というのは、事業名の総称ということで、固い名前をつけさせて頂いておりますが、実際に広報等で周知あるいは募集をする際には、ご指摘の通り、馴染みやすい名称等を検討してまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

事務局： 子育て支援課です。「量の見込み」「確保方策」の進行管理についてお答えいたします。今、山下委員のほうで例に挙げられたものは、5章の進行管理事業では83ページ、「量の見込み」「確保方策」、4章のところでは36ページになると思います。この資料で重複することになると書いた意味ですが、36ページのところで、この利用者支援事業の「量の見込み」「確保方策」については、国のほうの統一的な考え方で、箇所数を定めること

となっております。この2か所という箇所数をそのまま進行管理事業の数値目標にも入れている、これが重複しているという意味です。アウトプット、何%達成しましたというところにつきましては、事業だけではなくてより大きな括りである施策の方向や、基本目標について構成する事業の平均をとって算出しています。そういった意味で、「量の見込み」「確保方策」を定める事業についても、きちっと施策の方向に分類して、その中に位置づけてパーセントを出していくというやり方をしています。83ページの「利用者支援事業」は3個指標があるので、どうやってこの事業のパーセントを出していくかということ、説明が漏れてしまっているのですけれども、実施箇所数は実施箇所数のパーセントで出して、子育てナビの利用者数については利用者数で出して、出張ナビの利用者数についてはそれで出して、その平均をとって事業の達成率を算出しています。こうすることによって、細かく見ることができるのではないかというふうに考えています。

高尾会長： よろしいですか、山下委員さん。

山下委員： 細かく出しているの、それで見ればできるというのであれば、そこをきちんと見ればいいかなと思います。

高尾会長： 他によろしいですか。

それでは「市川市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る答申」につきましては、1月20日火曜日に、私と副会長の川副先生から市長に答申をさせて頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、次第2です。「特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について」事務局より説明をお願いいたします。

保育施設課長： （資料3「特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見徴収について」にもとづき説明）

高尾会長： いわゆる「ファミリー・ママ」、これにつきまして、事務局より説明がありました、ご質問がありましたらお願いいたします。

そうすると、これから申請が上がってきたら、ここで意見を聞いて、市が認定するという形になる訳ですね。

保育施設課長： その通りでございます。

高尾会長： よろしいですか。保育士の資格だとかいうことについて言えば、色々な問題があるとは思いますが、事故がなければ、なんとかいいのではないかと思いますけれども、そういう危険性はここだと指導者のような方を置かれて連絡をとっておられるということなので、大きな事故には繋

がないという感じがしますね。

西 委 員： 家庭的保育事業は、個別の部屋の中で行われるという見えない部分があるので、家庭保育支援員がいて巡回を行うという体制をきちんと持つことによって質の担保と言いますか、それをぜひお願いしたいのと、保育士を持っていない方が、市川市はこの一覧を見ると多いので、その方達のバックアップみたいな研修等は今後考えられているのかどうかことを、今後家庭的保育で待機児童をある程度確保していくという方針がある以上は、その辺をどうお考えになっていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

高 尾 会 長： では事務局のほうで。

保育施設課長： 保育施設課でございます。現在市川市で行っている家庭的保育事業は、国の補助事業という枠組みになっております。その中で、年間4回現任者研修ということで、家庭保育をやっている方は毎年、3か月に1回ずつ8時間の研修を受けるということをして毎年繰り返しています。その他に支援員が訪問する都度色々とやりとりをする中で、質問とか得たものに対して、回答を整理してフィードバックする。これを他の家にも行って繰り返すということで、そういう意味では全体が少しずつスキルアップしていく仕組みにはなっているというふうに思います。以上でございます。

高 尾 会 長： これは国が定めた研修時間をクリアするということですよ。そうするとそれは保育士の資格を持っている人も同じことをやるし、持っていない人も同じことをやるということですよ。そこでもともと持っていない人は、ハンデがあるのではないかとということですよ。そういうことで言うと、よりきめ細やかな研修が必要なのだという指摘ですよ。

保育施設課長： おっしゃる通りだと思います。研修体制については引き続き、更に充実させていこうと考えております。それから一方で家庭保育はおっしゃる通り、一人の保育士が見ることが基本形になっておりますので、私どもとしては、4つの目、あるいは6つの目、こういった形で多くの目で見て保育ができるようなところを想定しております。ここは家庭保育員さん個別にご相談をさせて頂いて、一人では危険だけれども、二人ならやってみたいなという方が中にはいらっしゃいますから、そういったことも含めて安全の充実をさせていきたいと考えております。

高 尾 会 長： 質問はありますか。はい、佐藤委員さん。

佐藤委員： 佐藤です。近所でも家庭保育員の方をお見かけします。公園で遊ぶ姿や、大きくなられて次の子を、また違った子の面倒を見ているという姿、子育てを始める時に知らなかったのも、こういう活動をして子育てをサポートしている方がいらっしゃるのだなとすごく感心して、今でもその方が色々なお子さんを、いつも一人ですけれども温かく、本当に楽しそうに、親子かなと思うぐらいの雰囲気毎日過ごされているのを見かけるので、今後もこういった形で色々なサポートが広がっていくといいなと思います。確かに子どもと接している私からしても、一人で見るとというのは本当に、何かあった時に、突然自分の具合が悪くなることとか色々考えると、これから二人・三人ペアでこういったことが広がっていくといいなと思います。以上です。

高尾会長： はい。他によろしいでしょうか。

それでは今、意見が出ましたけれども、委員の皆様方の意見を踏まえまして対応をお願いしたいと思います。

続きまして次第3「市川市放課後保育クラブ入所事務取扱要綱について」です。事務局より説明をお願いいたします。

青少年育成課長： （資料4「市川市放課後保育クラブ入所事務取扱要綱について」にもとづき説明）

高尾会長： それではただ今事務局から説明がありました件につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。はい、小安委員さん。

小安委員： 小安でございます。確認なのですが、要綱（案）の3条の2項で、心身に障害を有する児童の入所については、この要綱の通りとすると書いてあり、要綱という言葉が出てくるのですけれども、この要綱とは別にもう一つ要綱を定めるという意味でしょうか。それともあくまでこの要綱を踏まえて、これよりレベルが下がるものとして定めるということなのでしょう。その辺がちょっと、この部分については、結局また別に要綱を見なければわからないような感じにも見えるし、そもそも何を定めるのかもよくわからないので、この要綱とこの3条の2項の要綱がどういう関係になっているのか教えて頂きたい。

高尾会長： では、事務局のほうで。

青少年育成課長： 青少年育成課長です。この市川市放課後保育クラブにおける障害児の入所等に関する要綱というのは別に定めております。これについてはすでにあるものでございますので、やる場合はこの基準にもとづいて対応するという事です。この表現が少し分かりづらいというところにつきまして

は、今後文言を調整する形で整えていきたいと考えております。

小 安 委 員： すでに定めたものがあるということですか。

青少年育成課長： はい。

小 安 委 員： そうすると、同じレベルの要綱が、もう一つあるということですね。ということであればわかりました。私はこの入所実施基準の2項で書いてあるから、この要綱を受けてもう一つ別にちょっと細かなことを定める入所実施基準のような、そういうものをもう一つぶら下げる形で作るのかなと思ったものですからこういう質問をしました。同等の要綱がすでにあるということで引用したということであればわかりました。

高 尾 会 長： 他に。はいどうぞ、荻野委員さん。

荻 野 委 員： 荻野です。入所要件の1番の、「月15日以上就労し、帰宅時間が15時以降になる場合」この部分ですが、小学生のお母さん方は、子どもが帰ってくる時間にはお家にいたい方も結構いらっしゃって、1時までもしくは2時までにおうちに帰れるように働いている方もたくさんいらっしゃいます。この中で、長期休暇、春・夏・冬の時に、朝から1時まで、朝から2時まで、その間は預かって頂くことはできるのでしょうか。別に、入所要件6の、「その他市長が特に必要があると認める場合」というものに該当するのでしょうか。

高 尾 会 長： 事務局のほうで。

青少年育成課長： 基本的には放課後ということでこういった対応をしております。今のご質問の長期休みという対応でございますけれども、こちら辺は、余裕があればできるかと思っておりますけれども、現に多くのところでは定員がいっぱいという状況でございます。以上でございます。

高 尾 会 長： 他にありますか。はい、阿部委員さん。

阿 部 委 員： 阿部でございます。この子ども・子育て支援事業計画の案の中に、人数の訂正がありましたので、ちょっと確認をして、この4,760というのが、今後該当する「量の見込み」だということで、そこら辺を勘案して、こう

いう基準表というものを、要するに入れる枠を増やそうとしても、学校内に作るということが基本にありまして、そういうところからこの基準表というものを作らないと、とても難しいということで作られたのかどうかを。私達としては、とても今までみたいな内規みたいなものよりも詳しくなっておりますので、そこら辺をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

高尾会長：事務局。

青少年育成課長：青少年育成課長です。おっしゃる通り、より今後多くの方が利用するというのを見込んでおります。その中でもやはり学校の施設にも限度があり、今後数を増やしていこうという考えは持っておりますけれども、やはり限度というものがございますので、その場合には、このような入所基準にして必要度の高い方からご利用頂くということを考えているところでございます。以上でございます。

高尾会長：他にご意見ございませんか。はい、山下委員さん。

山下委員：山下です。人数が、申請者が増加するという事は、指導者側の人数も増えたり、指導者の研修も変わったりとか、指導者側の体制はどう変わるのでしょうか。

高尾会長：では、事務局のほうで。

青少年育成課長：青少年育成課長です。基準がございまして、指導員一人が見られる人数も決まっておりますので、子どもが増えた場合には当然指導員も増やしていかなければいけないということでございます。また研修につきましても、今後受講を求められる研修もございまして、それ以外におきましても、今、社会福祉協議会さんのほうで検討して頂いておりますけれども、随時適切な研修を行いながら、指導員についてはレベルアップを図っていきたいと思っております。

高尾会長：他にいかがでしょうか。はい、川副委員さん。

川副副会長：川副です。この資料4の、要綱の目的の中で、今までは3学年までだったのを、「小学校に就学している児童」ということで、計画のほうの32

ページも高学年という形で人数が増えていますけれども、こういう基準ができますと、今度は小学生の待機児童という問題が出てくると思いますが、今、社会福祉協議会で全体を引き受けていますが、その対応についてはどのように考えていらっしゃいますか。

高尾会長： では事務局。

青少年育成課長： 青少年育成課長です。今年度につきましては、6年までという中で、高学年の申込みというのはそれほど多くなかったというのが現状です。ただ、今後は今の3年生が4年生、4年生が5年生になるということで、増えていく可能性はあるのかなと考えております。今年度におきましてはまず、待機を出さないような形で各学校のほうにあたりながら、対応しているところでございます。ただやはり保育園と同じように、今後どんどん広がってきた場合には、難しい部分も出てくるかと思っておりますので、そのためにこの基準で対応するのが一つです。ちなみに今年度の申込み状況でありますけれども、5年生・6年生、これにつきましては、この中には障碍をお持ちのお子さんも含みますけれども、5年生が26人、6年生が11人、1・2・3年生ではだいたい1,000名以上おりますが、4年生が555人、合計で約3,700人というのが今現在の申し込みの状況でございます。

川副副会長： 小学校の待機児童というのは、出てくる恐れがありますので、今、社協にだけお願いしているのではなくて、他の社会福祉法人とか、NPO法人とか、そういうところも手を挙げてきたら拡大するということは検討されたほうがいいかなと思います。これは意見です。

青少年育成課長： ありがとうございます。

高尾会長： では、吉原委員さん。

吉原委員： 吉原です。今のことについてお伺いしたいのですが、この間船橋市のほうから要請がありまして、役所のほうからNPOに委託をしております放課後クラブの案内を配ってほしいというようなことで、中山だったかな、場所が、それで、大野、北方、宮久保3校に車で迎えに行き、長時間お預かりをするということで、船橋市の認定を受けているということで案内を受けまして、うちの幼稚園ではその案内を流したのですが、

今後、今の川副先生のお話と同じように、市川市ではそういうような施策を考えないと、保育園と同じように、働き方によっては今の時間では補いきれないという形も今後想定される訳ですので、民間の方、NPOの方を使っていきながら、時間の延長等も含めて運用を弾力的にしていける必要もあるのかなと思うのですが、その辺の今後の方針というか、細かいことは決まっていらっしゃらないと思いますが、分かる範囲内で結構ですので、教えて頂ければ大変ありがたいなと思います。

高尾会長：事務局のほうで。

青少年育成課長：青少年育成課長です。今お話がありましたように、様々な形で、例えば塾的な要素を入れたもの、あるいはスポーツですとか色々な形のものがあり、今までの生活面をフォローするという、放課後保育クラブ以外の要素をいれたものが多いと思います。そこら辺のところをどのようにしていくかというのは検討していく必要があると思いますが、今現在につきましても、まだ国のほうでは対象になっていないというのが一つ、今後市川のほうでもこれからの検討課題ということになってくるかと思っておりますので、今のお話を参考にしながら検討させて頂きたいと思っております。

高尾会長：他によろしいですか。

それでは事務局は委員の皆様方から出た意見を踏まえて対応をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、報告1です。「市川市保育計画の改定について」です。事務局から説明をお願いいたします。

保育計画推進課長：(報告資料1「市川市保育計画（平成22年度から平成27年度）の改定について」に基づき説明)

高尾会長：それでは事務局のほうから市川市保育計画の改定につきまして説明がありましたけれども、ご意見やご質問はありますか。はい、緑川委員さん。

緑川委員：緑川です。2ページの3番の改定の主な内容の中の追加項目の中の、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」というのは、具体的にどんなものか教えて頂けますか。

高尾会長：では、事務局のほうでお願いします。

子育て支援課長： 子育て支援課です。こちらは児童虐待に係わる要保護児童対策協議会の実務者会議に、児童精神科の医師に参加してもらうことで、児童虐待の要因として多く挙げられている、子どもの育てづらさや子どもの発達障害、母親の精神疾患等による子どもの虐待の対応について、共有認識と運営指導等の専門的な助言・指導をもらうことができる、また個別のケースについて具体的な支援方法を助言、進行管理についてもあわせて助言指導を受けることができる、医療的な意見を取り入れることでより専門的なケース管理を行うことができるというようなことで、実務者会議の構成員の全員のスキルアップに繋げるということで、簡単に言うと、児童虐待に対応する実務者会議の中に、専門の精神科の先生に入って頂くことで、そこに来ている方達のスキルアップに繋げると。これは元々市川市では、やって頂いていたことなのですけれども、今回こちらに該当するというので、計画のほうに挙げさせて頂いております。

高尾会長： よろしいですか。

緑川委員： よくわかりました。私のイメージだと、名称からして、小学校とか公園とか、最近不審者のこととかが、メールで市からもよく来るので、そういう方向に考えてしまったのですけれども、よくわかりました。ありがとうございます。

高尾会長： 他にご意見、ご質問はありませんでしょうか。
次に事務局より連絡事項をお願いいたします。

保育課長： 保育課でございます。本日配布させていただきました、お手元の資料、「子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額について」をご覧ください。

子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園の利用者負担額につきましては、平成26年7月14日付けで市川市子ども・子育て会議へ諮問し、平成26年8月26日に市長に答申がなされたところですが、お手元の資料にありますとおり、所得階層区分のうち、第2階層区分の「市町村民税非課税世帯」の利用者負担額を、9,100円から3,000円に引き下げる来年度予算案が示され、昨日閣議決定されました。

それに伴いまして、第2階層区分であります「市町村民税非課税世帯」の利用者負担額につきましては、新たに国から示されました利用者負担額

の水準のとおりにしたいと考えております。

従いまして、本市の利用者負担額につきましては、国が示しました利用者負担額 3,000 円から市単独補助金（月額 2,900 円）を控除した額、100 円となりますが、保育園の利用者負担額との整合性から 0 円としたいと考えております。

このことにつきまして、委員の皆様から何かご意見があればお願いしたいと思っております。

高尾会長：事務局からの報告でした。これについて、何かご意見があればお願いいたします。利用者にとっては、負担軽減になる訳ですから、良いのではないかと思います。

よろしいでしょうか。それでは、これにて、平成 26 年度第 7 回市川市子ども・子育て会議を終了いたします。お疲れ様でした。

【午後 4 時 00 分閉会】

平成 27 年 1 月 15 日

市川市子ども・子育て会議会長 高尾 公矢

